

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について

令和 8 年 7 月
環 境 省
環境再生・資源循環局

1. 背景

本省令案は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 43 号。以下「改正法」という。）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行（公布から 3 か月以内）等に伴い、必要となる改正を行うものである。

2. 改正の概要

改正法の施行により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）が改正され、改正法による改正後の廃棄物処理法（以下「新法」という。）において、次の措置を設けるところ。

- ・都道府県及び市町村に対して、非常災害廃棄物の処理に関する協定の締結を努力義務化
- ・非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置に係る手続の緩和
- ・非常災害廃棄物最終処分場の設置者の指定制度の創設

これらの措置等に伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「施行規則」という。）について次の改正を行う。

- (1) 都道府県が廃棄物処理業者等と締結する協定の記載事項（新法第 5 条の 6 の 2 第 1 項関係）
 - ア 協定に参加する者の氏名又は名称
 - イ 非常災害廃棄物適正処理業者による非常災害廃棄物の処理の内容
 - ウ 都道府県知事が非常災害廃棄物適正処理業者に対し非常災害廃棄物の処理を求める場合の手続
 - エ 次に掲げる非常災害廃棄物適正処理業者による非常災害廃棄物の処理に関する事項のうち必要なもの
 - ① 非常災害廃棄物の処理に係る費用負担
 - ② 当該協定の期間
 - ③ その他非常災害廃棄物の処理に関する事項
- (2) 都道府県が区域内の市町村等と締結する協定の記載事項（新法第 5 条の 6 の 2 第 2 項関係）
 - ア 協定に参加する者の氏名又は名称
 - イ 都道府県知事が当該都道府県の区域内の市町村又は当該都道府県に隣接する都道府県に対し非常災害廃棄物の処理に関する協力を求める場合の手続

- ウ 次に掲げる当該都道府県の区域内の市町村又は当該都道府県に隣接する都道府県による非常災害廃棄物の処理に関する協力に関する事項のうち必要なもの
 - ① 当該協力の内容
 - ② 当該協力に係る費用負担
 - ③ 当該協定の期間
 - ④ その他非常災害廃棄物の処理に関する協力に関する事項

- (3) 市町村が廃棄物処理業者等と締結する協定の記載事項（新法第6条の4第1項関係）
 - ア 協定に参加する者の氏名又は名称
 - イ 非常災害廃棄物適正処理業者による非常災害廃棄物の処理の内容
 - ウ 市町村長が非常災害廃棄物適正処理業者に対し非常災害廃棄物の処理を求める場合の手続
 - エ 次に掲げる非常災害廃棄物適正処理業者による非常災害廃棄物の処理に関する事項のうち必要なもの
 - ① 非常災害廃棄物の処理に係る費用負担
 - ② 当該協定の期間
 - ③ その他非常災害廃棄物の処理に関する事項

- (4) 市町村が都道府県等と締結する協定の記載事項（新法第6条の4第2項関係）
 - ア 協定に参加する者の氏名又は名称
 - イ 市町村長が当該市町村の区域をその区域に含む都道府県又は当該都道府県の区域内の他の市町村に対し非常災害廃棄物の処理に関する協力を求める場合の手続
 - ウ 次に掲げる当該市町村の区域をその区域に含む都道府県又は当該都道府県の区域内の他の市町村による非常災害廃棄物の処理に関する協力に関する事項のうち必要なもの
 - ① 当該協力の内容
 - ② 当該協力に係る費用負担
 - ③ 当該協定の期間
 - ④ その他非常災害廃棄物の処理に関する協力に関する事項

- (5) 非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例に係る手続の整理（新法第9条の3の3関係）
 - ア 現行の施行規則に規定する法第9条の3の3関係の条項について、改正法により「非常災害廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。）」と「特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物」とを区別して規定する必要が生じたことから、規定の整理を行う。

- (6) 非常災害廃棄物最終処分場の設置者の指定制度に係る申請の手続及び基

準（新法第9条の3の4関係）

ア 申請書に記載する事項

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- ② 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場（新法第9条の3の4第1項に規定する一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場をいう。以下同じ。）の設置の場所
- ③ 当該最終処分場の設置の種類
- ④ 当該最終処分場において処分する非常災害廃棄物の種類
- ⑤ 当該最終処分場に係る法第八条第一項又は第十五条第一項の許可の年月日及び許可番号
- ⑥ 当該最終処分場の埋立容量、残余の埋立容量及び非常災害廃棄物の埋立処分の用に供される容量
- ⑦ 申請者の能力に関する事項

イ 申請書に添付する書面及び図面

- ① 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- ② 一般廃棄物最終処分場においては最終処分基準省令第一条第一項、産業廃棄物最終処分場においては同令第二条第一項に定める技術上の基準に適合していることを説明する書類
- ③ 当該最終処分場の残余容量の算定の根拠を明らかにする書類
- ④ 非常災害廃棄物の処分に係る体制を明らかにする書類
- ⑤ 非常災害廃棄物の処分を的確に行うに足る知識を有することを明らかにする書類
- ⑥ 当該最終処分場について法第八条第一項又は第十五条第一項の許可を受けていることを証する書類
- ⑦ 当該最終処分場が産業廃棄物最終処分場である場合にあつては、法第十五条の二の五の規定により一般廃棄物処理施設として設置していることを示す書類

ウ 最終処分場の技術上の基準

- ① 一般廃棄物最終処分場においては最終処分基準省令第一条第一項、産業廃棄物最終処分場においては同令第二条第一項に定める基準に適合していること。
- ② 非常災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を確保するために必要な残余の埋立容量を有すること。

エ 最終処分場を設置している者の能力の基準

- ① 非常災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を確保するために必要な体制を有すること。
- ② 非常災害廃棄物の処分を的確に行うに足る知識を有すること。

(7) 産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例への追加（新法第15条の2の5）

ア 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する

一般廃棄物を処理する場合、都道府県知事に届け出ること、設置許可を受けることなく当該処理施設を一般廃棄物処理施設として設置することができることとしている。

イ 本特例の対象に、廃プラスチック類やゴムくず等の安定型産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物（非常災害廃棄物であるものに限る。）及び当該一般廃棄物を処理する安定型最終処分場を追加することとする。

（８）その他所要の措置

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。）の一部を改正することにより、市町村から非常災害廃棄物の処理を受託した者が、他人に再委託して当該処理を行う場合の基準を施行規則から施行令に移すことに伴い、施行規則第1条の7の6の当該規定を削る等の措置を講ずることとする。

3. 今後のスケジュール（予定）

令和8年7月3日～8月8日 パブリックコメント

令和8年8月中 公布

令和8年9月1日 施行

※スケジュールは今後変更の可能性がございますので、あらかじめ御了承ください。